



佐藤 守正

町民の困りごとには 行政の責任ある対応を

生活上困難を抱えている町民へのより親身な行政対応を

老人虐待の実態について

質問

湯沢町ではこの実態はどうなっているか。それをどのような手法で把握し、それがあつた場合にはどのように対処しているか。

町長答弁

健康福祉課の包括支援センターが窓口である。平成18年度中に9件が確認されている。町職員、民生委員、ケアマネージャーなどからの通報や、親族などからの相談によって実態把握に努めている。包括支援センターは事実確認や緊急性などの判断を行い、援助方針の協議を行い対応している。

質問

虐待に限らず、高齢者を緊急に保護しなければならぬ事態が生じたとき、町

は対応できるのか。

町長答弁

現在の所、湯沢町にも南魚沼市にも緊急に一時的に利用してもらふ施設はないので、時間がかかるけれども施設に申し入れをしていただくより仕方がない状態である。

多重債務に苦しむ人について

質問

町は実態をつかんでいるのか。どう対応しているのか。

町長答弁

窓口は消費生活問題を担当している総務課の庶務班になるかと思うが、多重債務者の把握はしていないようだ。

質問

国も各自治体に相談窓口を作るように指導しているはずだ。まず、困ったら町に相談するという意識を町民の方々に持つてもらいたいが、町に相談窓口がある

とすれば、それをもっと町民に知らせる必要があるのではないか。

町長答弁

湯沢町もそういう対応をする窓口があるということ町民から意識してもらいたい。その部署に座っている職員にはそういう対応ができるよう勉強してもらいたい。

質問

生活保護の申請を自ら行うケースはどれくらいあるか。

町長答弁

現在湯沢町で生活保護を受けている世帯は20世帯。そのほとんどが申請に当たり民生委員や警察、保健師、事業主、知人などを介しての相談で、本人自ら来て相談し申請したというケースは2、3件である。

質問

生活保護の補足率2割そこそこだ。保護を受けるにたる状況なのに、あとの8割の世帯は保護を受けてい

ない。どのような状況になつたら保護を申請できるのか、その具体的な手続きや方法をもっと町民に知らせる必要がある。

町長答弁

民生委員の皆さんにこの制度について知らせていくよう要請したい。

湯沢町保健医療センターを町民により親身で信頼できる病院にするために

質問

初診で湯沢病院を受診する町民と、湯沢以外の診療施設を受診する町民との割合はどうか。

町長答弁

レセプトが膨大になるのでその割合は調べられないが、町民の受診者の総数で言えば、圧倒的に湯沢病院に来る人が多い。

質問

医療事故と言われるものはあつたことはあるか。また医療過誤で医療訴訟にまで至つたことはなかつたか。

町長答弁

医療従事者の過失による医療ミスは、ごくわずかに事例があつたが、患者、家

族への謝罪や説明を充分行つていないので訴訟に至つたケースはない。事故は当院の医療事故安全委員会が毎月報告がなされ、その原因などについても検討を行つて、改善・再発防止に向けての努力をしているとのことである。

質問

こういう事態が生じたときは、町はその相談窓口になれるのかどうかを確認したい。

町長答弁

健康福祉課が病院の窓口である。

質問

病院運営審議会を「審議会」ではなく、「病院利用者委員会」へ改組すべきだ。町民はこの審議会を、町民の声を病院側へ伝える場にすることを期待している。そのことを条例の上でも明確にすべきである。

町長答弁

審議会にはほとんどセンター長が出席されている。このことによつて審議委員の意見要望はダイレクトに病院へ伝わり、利用者委員会の役割も十分に果たしているが、佐藤議員の意見も審議会に提出して検討をしてもらいたいと思う。

一般質問